

# 平成30年度 酒田河川国道事務所管内 維持管理計画(案)

酒田河川国道事務所が管理する一般国道、自動車専用道路(月山道路、余目酒田道路)及び高速自動車国道(日本海沿岸東北自動車道)の維持管理の対象範囲及び頻度等については下記のとおりです。

酒田河川国道事務所管内管理区間・延長

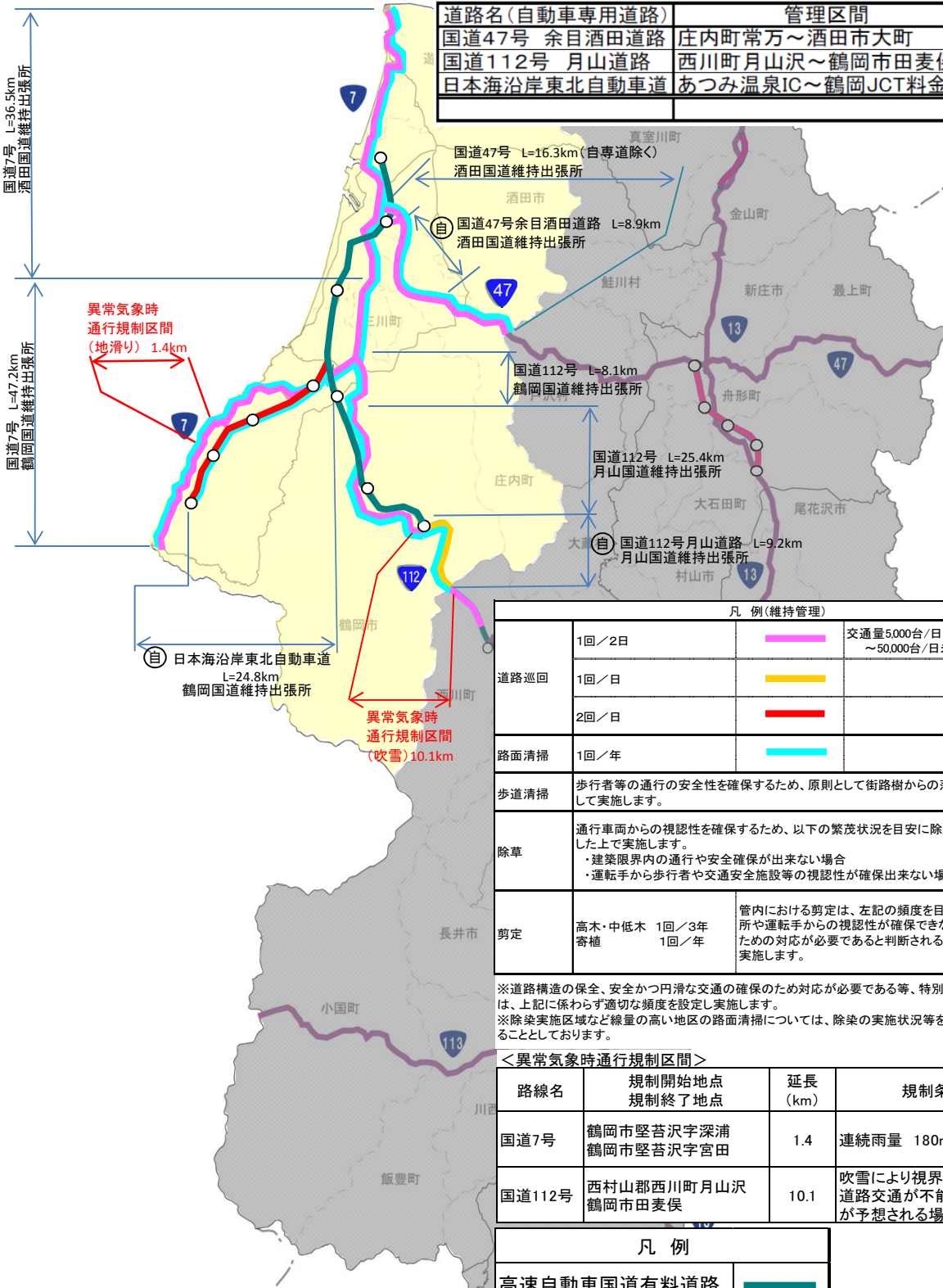
単位:km

凡 例	
酒田河川国道事務所管内	

道路名(一般道路)	管理区間	管理延長
国道7号	新潟県境～秋田県境	83.7
国道47号	庄内町清川～酒田市東町	※ 16.3
国道112号	鶴岡市田麦俣～鶴岡市本田	※ 33.5
		133.5

※自動車専用道路区間除く

道路名(自動車専用道路)	管理区間	管理延長
国道47号 余目酒田道路	庄内町常万～酒田市大町	8.9
国道112号 月山道路	西川町月山沢～鶴岡市田麦俣	9.2
日本海沿岸東北自動車道	あつみ温泉IC～鶴岡JCT料金所	24.8
		42.9



凡 例(維持管理)			
道路巡回	1回/2日		交通量5000台/日以上 ～50,000台/日未満
	1回/日		
	2回/日		
路面清掃	1回/年		
歩道清掃	歩行者等の通行の安全性を確保するため、原則として街路樹からの落葉等の除去に限定して実施します。		
除草	通行車両からの視認性を確保するため、以下の繁茂状況を目安に除草すべき箇所を抽出した上で実施します。 ・建築限界内の通行や安全確保が出来ない場合 ・運転手から歩行者や交通安全施設等の視認性が確保出来ない場合		
剪定	高木・中低木 1回/3年 寄植 1回/年	管内における剪定は、左記の頻度を目安に、通行の阻害箇所や運転手からの視認性が確保できないなど安全確保のための対応が必要であると判断される箇所を抽出した上で実施します。	

※道路構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保のため対応が必要である等、特別な事情がある場合には、上記に係わらず適切な頻度を設定し実施します。  
※除染実施区域など線量の高い地区の路面清掃については、除染の実施状況等を勘案しながら対応することとしております。

<異常気象時通行規制区間>

路線名	規制開始地点 規制終了地点	延長 (km)	規制条件	危険内容
国道7号	鶴岡市堅苔沢字深浦 鶴岡市堅苔沢字宮田	1.4	連続雨量 180mm	地すべり
国道112号	西村山郡西川町月山沢 鶴岡市田麦俣	10.1	吹雪により視界が阻害され 道路交通が不能になる事態 が予想される場合	吹雪

凡 例	
高速自動車国道有料道路	
自動車専用道路	自

H30.4月現在